

宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、積極的に事業活動を実施する市内の中小企業者に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、各分野における事業者の競争力を強化し、産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 市内に住所を有する個人であって、市内における起業を計画し、事業を実施しようとする者

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (5) 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、市内における事業所を拠点に行う事業であって、認定経営革新等支援機関又はその他市長が認める機関から推薦を受けた、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新商品開発・付加価値創出事業
- (2) 起業・新規事業分野参入事業
- (3) 販路開拓事業
- (4) 省人化・省力化に資する事業

(補助金の額等)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助率及び補助上限額は別表1、補助対象経費は別表2のとおりとする。
- 3 前項の規定により算定された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その

端数の金額を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の内容変更等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金変更申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添付し市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額の20パーセント以内の減額となる変更で、かつ、補助事業の目的に影響のない程度の事業計画の細部を変更する場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、交付決定に係る内容の変更を承認し、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないと認めたときは、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止）

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は第7条の申請書を提出した日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第8条第1項に規定する交付決定(第9条第2項の規定による承認をしたときは、同項に規定する変更交付決定をいう。以下「交付決定等」という。)の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定等の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第10条の中止届の提出があったとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。

(4) この要綱又は補助金の交付決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金返還命令書(様式第12号)により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事

業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(報告及び調査)

第17条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から2年度間、各年度の7月31日までに当該補助事業に係る過去1年間の進捗状況について、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金事業活動状況報告書（様式第13号）により、市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行うときは、その調査に協力しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金取得財産等管理台帳（様式第14号）を備え、管理しなければならない。

(財産の処分)

第19条 補助事業者は、取得財産等のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第15-1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加した額が1点につき50万円以上の機械、器具及び備品（補助金等の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金財産処分承認通知書（様式第15-2号）、申請内容が適当でないと認めたときは、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金財産処分不承認通知書（様式第15-3号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の承認を受け、当該財産を処分したときは、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金財産処分報告書（様式第15-4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定に基づき取得財産等を処分したことにより、補助事業者が収入を得たときは、宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金財産処分に伴う返還命令書（様式第15-5号）により、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、第1項の承認を受けることを要しない。

(1) 補助金の全部を返還する場合

(2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定

める耐用年数を経過した場合

(成果の発表)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。

別表1（第6条関係）

補助対象事業		補助率	補助上限額
新商品開発・付加価値創出事業	市場ニーズに対応した新製品・新サービスの開発や、既存製品の付加価値向上を図る事業	補助対象経費の1／2以内	50万円
起業・新規事業分野参入事業	市内での創業、又は経営多角化による新分野への進出・挑戦を行う事業		
販路開拓事業	自社製品・サービスの販売促進、新たな顧客獲得を目指す展示会出展やウェブプロモーション等の事業		
省人化・省力化に資する事業	AI・ロボット・デジタル技術等を導入し、業務効率化や労働生産性の向上を図る事業		

別表2（第6条関係）

費目	補助対象経費
新商品開発費	新商品の試作品や試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
委託・外注費	補助事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限る）
謝金	外部専門家等からの指導助言等に対する謝金
旅費	補助事業の遂行に必要な旅費

役 務 費	補助事業の遂行に必要な通信費、運搬経費
使 用 料 ・ 賃 借 料	補助事業の遂行を実施するために必要な機器・装置等の使用料や賃借料
広 報 費	販路開拓に必要な広報物の制作費 ウェブサイト及びシステム等の構築・運用等に要する経費
展 示 会 等 出 展 費	展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費 (オンラインによる展示会・商談会等を含む)
そ の 他	上記に係る経費以外で特に必要と認められる経費